第 2 回住民自治推進検討委員会資料

１、　自治会・町内会の基本的性格・・・・・・・・・・・・・１

２、　社会教育法（公民館の設置及び運営に関する基準）・・　２

３、　市政協力員と自治会長の相違点・・・・・・・・・・・６

４、　八代市の地域団体・・・・・・・・・・・・・・・・・７

５、　新たな住民自治組織の考え方・・・・・・・・・・・・１１

６、　補完性の原則と役割分担の考え方・・・・・・・・・・１３

平成 18 年 3 月 31 日

自治会・町内会の基本的性格

《（財）日本都市センター『自治的コミュニティの構築と近隣政府の選択』より》

【一般的性格】
①加入単位が世帯であって個人ではない。
②自治会・町内会の範域に住所をもつ全戸の加入を原則とする。
③加入は半強制的、あるいは住所をもつと同時に自動的に加入する。
④ひとつの地域にはひとつの自治会・町内会しか組織されないという意味で排他的地域独占の組織である。
⑤自治会・町内会の機能は多種多様であり、機能が未分離ないし包括機能的である。
⑥行政事務を補完する機能を持つ。
⑦伝統的には宗教ないし祭礼組織としての性格をもつ。

【町内会自治体論】
町内会自治体論では、自治会・町内会が明治期以降の日本の地方自治制度では正式に位置づけられなかったが、実質的には最末端の自治体であると論じている。

自治会は、戦後、ＧＨＱから、非民主的な組織として 1947 年 5 月 3 日のポツダム政令第 15 号「町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する件」により解散を命ぜられ、日本が独立を回復すると同時にＧＨＱによる禁令が解除されると、自治会・町内会はすぐさま全国的に復活している。

発足の当初においては実質的に自治体であった自治会・町内会が、その性格を次第に失ってきたのは、専門処理機関、ことの行政機関が発達してきたからであると言われている。

しかし、自治会・町内会は、地域の公共性を代表し、地域生活の共同的基盤を整備する役割を果たしてきた。そうした役割は、戦後、行政サービスが充実するにしたがって、次第にいわゆる「行政補完的」機能へと縮小していったとはいえ、今後の厳しい時代において再び大きくなっていく可能性がある。

社会教育法
（昭和 24 年６月 10 日法律第 207 号）

最終改正：平成 15 年 7 月 16 日法律第 119 号

第五章　公民館

（目的）

第二十条　公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第二十一条　公民館は、市町村が設置する。

２　前項の場合を除く外、公民館は、公民館設置の目的をもつて民法第三十四条の規定により設立する法人（この章中以下「法人」という。）でなければ設置することができない。

３　公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第二十二条　公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

一　定期講座を開設すること。

二　討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

三　図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

四　体育、レクリエーシヨン等に関する集会を開催すること。

五　各種の団体、機関等の連絡を図ること。

六　その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第二十三条　公民館は、次の行為を行つてはならない。

一　もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二　特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

２　市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

（公民館の基準）

第二十三条の二　文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

２　文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

（公民館の設置）

第二十四条　市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

（公民館類似施設）

第四十二条　公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

２　前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

公民館の設置及び運営に関する基準　（文部科学省告示第百十二号）

平成十五年六月六日

（趣旨）

第１条　この基準は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十三条の二第一項の規定に基づく公民館の設置及び運営上必要な基準であり、公民館の健全な発達を図ることを目的とする。

２　公民館及びその設置者は、この基準に基づき、公民館の水準の維持及び向上に努めるものとする。

（対象区域）

第二条　公民館を設置する市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、公民館活動の効果を高めるため、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域（第六条第二項において「対象区域」という。）を定めるものとする。

（地域の学習拠点としての機能の発揮）

第三条　公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、ＮＰＯ（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。

２　公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努

めるものとする。

（地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮）

第四条　公民館は、家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供、相談及び助言の実施、交流機会の提供等の方法により、家庭教育への支援の充実に努めるものとする。

（奉仕活動・体験活動の推進）

第五条　公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする。

（学校、家庭及び地域社会との連携等）

第六条　公民館は、事業を実施するに当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。

２　公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力及び支援に努めるものとする。

３　公民館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加を促進するよう努めるものとする。

４　公民館は、その実施する事業において、地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。

（地域の実情を踏まえた運営）

第七条　公民館の設置者は、社会教育法第二十九条第一項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものとする。

２　公民館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、地域の実情を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、地域住民の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

（職員）

第八条　公民館に館長を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事その他必要な職員を置くよう努めるものとする。

２　公民館の館長及び主事には、社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとする。

３　公民館の設置者は、館長、主事その他職員の資質及び能力の向上を図るた

め、研修の機会の充実に努めるものとする。

（施設及び設備）

第九条　公民館は、その目的を達成するため、地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を備えるものとする。

２　公民館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

（事業の自己評価等）

第十条　公民館は、事業の水準の向上を図り、当該公民館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を地域住民に対して公表するよう努めるものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

■市政協力員と自治会長の相違点

	市政協力員	自治会長
目　的	市民の福祉を増進し、市政の円滑な運営を図ることを目的とする。	住みよいまちづくりのため、一定地域を単位として、地域住民の福祉向上や住民相互の連帯感の醸成を図ることを目的として組織され、日常生活における身近な問題の解決、会員相互の親睦、地域福祉の促進など様々な活動を自主的に行う。
任　期	２年（再任可）	自治会規則による
身　分	非常勤特別職（八代市市政協力員設置規程） 地区住民により選出された町内会長・区長等を市長が委嘱	―
業　務	①通達事項の徹底及び市民との連絡事務 ②各種証明及び簡易な調査報告事務 ③市報等の配布 ④世帯票の整理 ⑤住民実態調査の協力 ⑥その他、市長において特に依頼する事務	町内の自治、環境整備、相互親睦等 ■地域環境整備活動 ・地域福祉活動 ・防犯、防災活動 ・青少年育成、交通安全 ・環境美化活動　など ■親睦活動 ・スポーツ、レクレーション ・地域の祭り　など ■施設管理活動 ・自治公民館の管理 ・防犯灯の管理 ・公園の管理　など
報　酬	月　額：均等割 15,000 円 　　：世帯割 70 円	自治会規則による

八 代 市 の 地 域 団 体

地域名	八代地域	八代地域	八代地域
名　称	八代市総合社会教育推進協議会	八代市地区福祉推進協議会	八代市校区婦人会
単　位	小学校区	小学校区	小学校区
設置数	１６地区	１５地区	１０地区
設置日	昭和 48 年 1 月 26 日	平成 4 年 12 月（モデル地区発足）	昭和 58 年（市地域婦人会連絡協議会）
補助金の有無	有（各校区 18 万円）	有（人口割：30～60 万円）	無（ただし、市婦連へ 28 万円助成有）
組織構成	市政協力員、民生・児童委員、社会教育委員、老人会、交通安全協会、保育・幼稚園、小中学校 PTA、婦人会、消防団、体育協会、指導委員会、防犯協会、保護司会、農協など	市政協力員、民生・児童委員、老人会、学校代表、婦人会、消防団、母子寡婦代表、ふれあい委員、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ団体代表、身体障害者代表など	校区に居住する婦人を持って組織
活動内容	■青少年の健全育成（家庭・学校・地域） ■地域活動（環境美化、地域福祉、交通安全、伝承行事） ■同和教育、人権教育の推進事業 ■生涯学習の推進事業 ■男女共同の推進事業 ■主な活動内容 ・防犯、防災活動 ・校区民体育祭、ﾚｸﾚｰｼｮﾝ、ｸﾞﾗﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌなど ・公民館まつり ・青少年育成活動 ・健康づくり活動の推進 ・環境美化運動　など	■いきいきサロンの展開 ■広報活動の充実 ■小地域ﾈｯﾄﾜｰｸづくり ■主な活動内容 ・研修会 ・広報誌の発行 ・独り暮らし・寝たきり高齢者調査、慰労見舞金、弁当配布 ・ｸﾞﾗﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌ大会 ・福祉施設との連携行事 ・地域福祉計画の策定　など	■会員相互の親睦行事 ■文化教養 ■家庭生活の合理化 ■主な活動内容 ・生活学級事業（廃油石鹸づくり、健康教室、ﾁｬﾘﾃｨｰﾊﾞｻﾞｰなど） ・交通安全運動（無灯火自転車調査、ﾁｬｲﾙﾄﾞｼｰﾄ、交通安全学習など） ・子育て学級（ﾐﾆﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ大会、学習会、どんどや、朝の挨拶運動など） ・生花、社交ﾀﾞﾝｽ、３Ｂ体操、ｶﾗｵｹ

課題・問題点	・補助金が人口割でないため、人口が多い校区と少ない校区とで議論があっている。 ・公民館主事が殆どの事務作業を行っている。	・活動が停滞しているところがある。 ・地域福祉計画の策定	・会員数が減少し、校区婦人会が廃止になっているとこともある。 ・高齢化が進んでいる。 ・活動費が減少している。

八 代 市 の 地 域 団 体

地域名	坂本地域	泉地域	
名　称	地域振興会（地区館）	下岳古里造り推進協議会	
単　位	旧小学校区	下岳地区（一小校区）	
設置数	８地区	1	
設置日	平成 17 年 6 月 19 日	昭和 54 年 7 月 19 日	
補助金の有無	無（有：世帯割　各地区 18 万円前後）	有（44 万 5 千円）	
組織構成	体育協会、老人クラブ、分別収集協力員、部落公民館長、民舞同好会、子供会、PTA など ■組織構成 ・総務部会　・産業部会 ・体育部会　・青少年育成部会 ・老人部会 ・公民館部会 ・女性部会 ・環境部会 ■会　費　一世帯年会費有	下岳区長会、婦人会、泉一小ＰＴＡ、老人会、子ども会、下岳保育園、消防団、下岳神社総代など	
活動内容	■振興会の目的を達成するために必要な事業の実施 ■主な活動内容 ・花いっぱい運動 ・各種ｽﾎﾟｰﾂ大会（ｸﾞﾗﾝﾄﾞｺﾞﾙﾌ、健康ｳｫｰｸ、ﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙなど） ・子供どんどや、夏季ｷｬﾝﾌﾟ、クリスマス会 ・環境美化活動　など	■下岳夏・秋まつりの開催 ■敬老会の開催	

課題・問題点	・これまで、地区公民館の活動として、実施してきたが、総合的な自治組織として、生まれ変わったことから、組織内の調整に時間を有する。	・運営費の半分以上を補助金に頼っている。 ・事務局（行政）が殆どの事務作業を行っている。	

■新たな住民自治組織の考え方

今日、急激に進む社会環境の変化等的確に対応していくには、自治会の基本的性格からして、その役割は、今後も重要となります。

A自治会

B自治会

C自治会

【自治会の課題】
○現行組織の維持に係る課題
・住民意識の多様化、連帯・自治意識の希薄化
・都市部における自治会加入率の低下
・役員のなり手不足及び高齢化
○新たな自治組織に求められる課題
・分権社会への対応強化
・高齢者・少子化問題への対応
・防災、防犯の強化　など

社会環境の変化や住民の価値観の多様化により、地域の抱える課題も増加傾向になる。また、分権社会への対応強化が求められていることから、一定の自治会を束ねた新たな住民自治組織が求められている。

【総合的な活動組織】
市民自らが地域の課題を発見し、その解決に向けて継続的かつ計画的に地域を運営していく組織

・自治会レベルでは対応できない事項（祭り、体育祭、防犯・防災活動、児童の安全、青少年育成、環境美化活動、地域福祉活動）
・地域まちづくり計画の策定及び実行
・自己責任・自己決定の強化
・NPO，ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ団体等との連携・連帯　など

協　働

パートナー

【行　政】
行政と対等な立場で、パートナーとして認め、地域の自立経営に向けて支援策を講じていく。

・市民と行政の協働によるまちづくりの推進
・行政の下請け組織とならないようにする
・一律の施策展開を見直し、地域の特性に応じた支援策
・情報の共有化を図る

■新たな住民自治組織の構成例

いろいろな構成の仕方があると思いますが、例として「部会型」と「並行型」の２つが考えられます。

■部会型の例

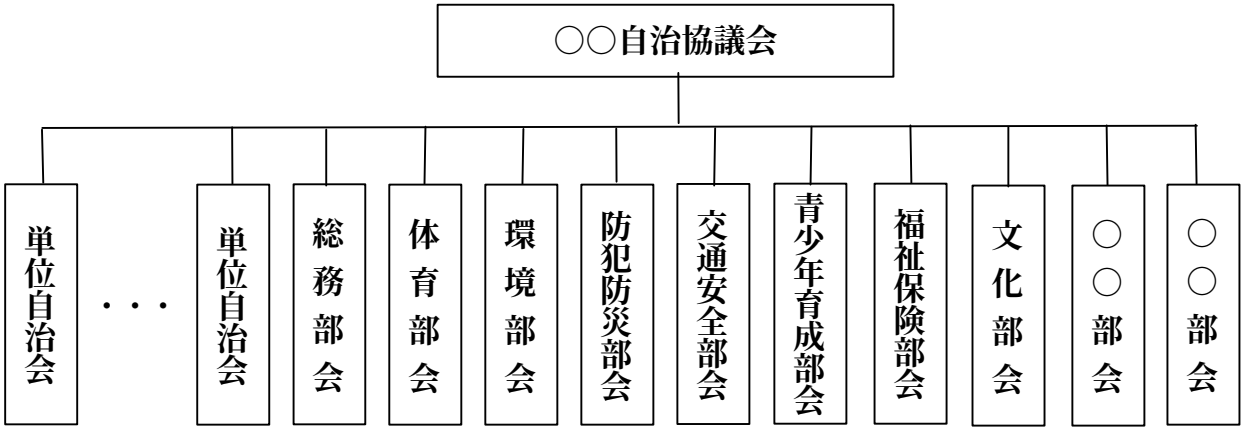

■並列型の例

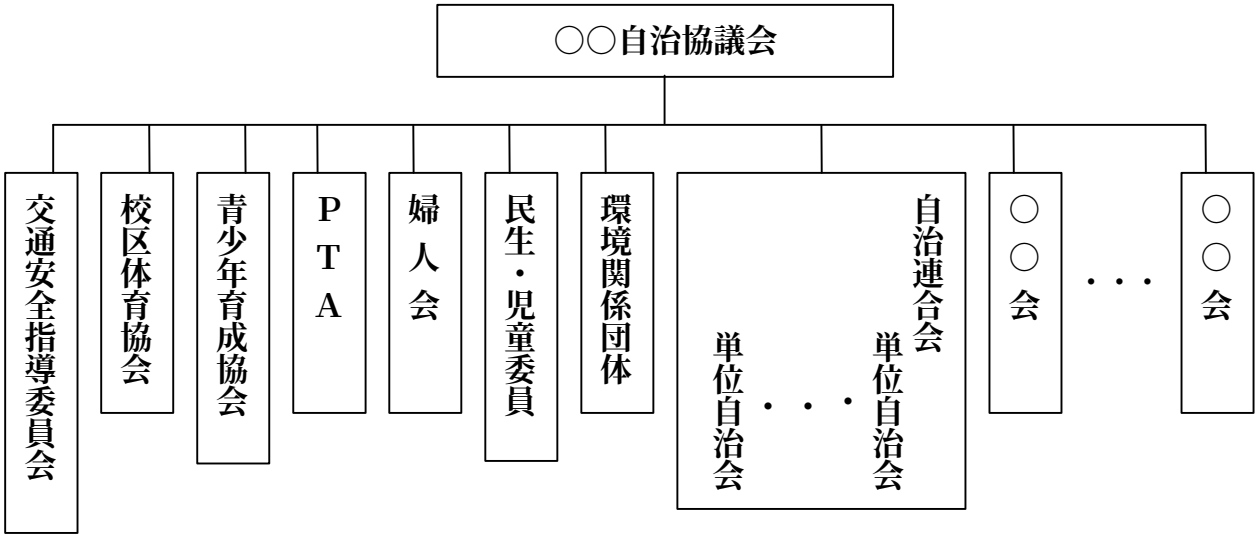

補完性の原則と役割分担の考え方

地域課題の解決に向けて、共同で取り組む内容や解決に必要な役割分担などについて合意を形成して取り組んでいく上では、「住民にできることは住民で行い、地域でできることは地域で行う。それでも解決できないものは行政が担うという補完性の原則の考え方が重要です。

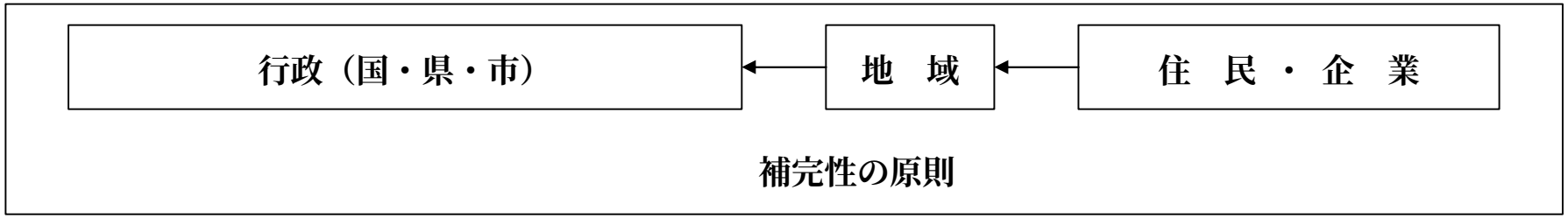
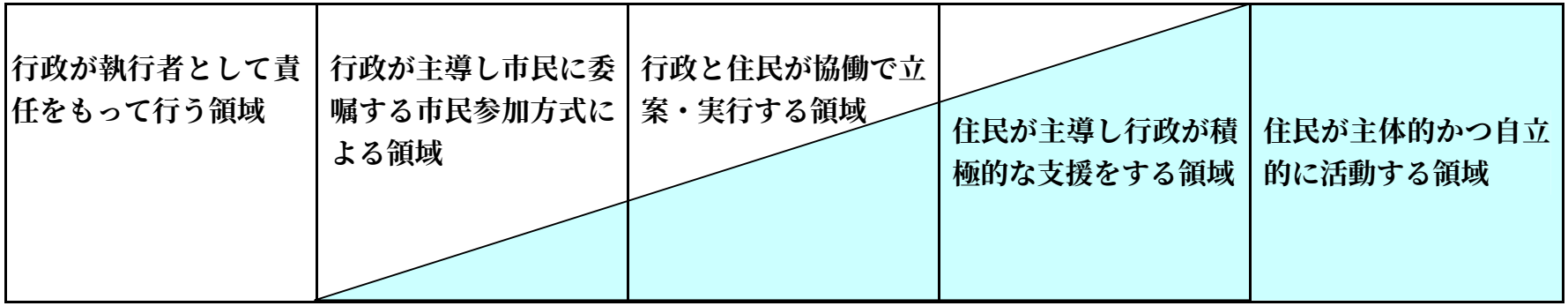
住民と行政の役割分担